

# 感情労働者としての刑務官

深 谷 裕\*  
森 久 智 江\*\*  
藤 岡 淳 子\*\*\*

## 目 次

- はじめに——研究の背景と目的  
Ⅰ. 感情労働者としての刑務官  
Ⅱ. 刑務官を取り巻く刑事政策の変化  
Ⅲ. 聞き取り調査結果——感情労働者としての視点から  
最 後 に——刑務官の負担軽減に向けて

## はじめに——研究の背景と目的

本研究の目的は、監獄法から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」（以下、被収容者処遇法という）への法改正を含む近年の刑事政策の変容により、刑務官らの役割認識がどのように変化しているかを感情労働の概念に照らして考察することである。なお、ここでは刑務所において矯正に携わる刑務官に限定して論じることとする。

既存の成人矯正に関連する研究を概観すると、その多くは刑罰論や犯罪社会学の視点から、矯正処遇のあり方について論じたものや、心理学の視点から矯正プログラムの現状や効果等について論じたものが多くを占めている。それらのいずれにおいても政策やプログラム、あるいは受刑者が研

---

\* ふかや・ひろい 北九州市立大学地域戦略研究所教授

\*\* もりひさ・ちえ 立命館大学法学部教授

\*\*\* ふじおか・じゅんこ 大阪大学大学院人間科学研究科教授

究対象として焦点化されており、実際に政策やプログラムに直接的に関わり、受刑者と接する刑務官を対象とした研究や論稿は多くはない<sup>1)</sup>。その中でも刑務官を対象としたものは、「治安の砦」として刑務官はどうあるべきかという「あるべき論」や、退職を間近に控えた刑務官らが自らの刑務官人生を振り返るといふ主旨のものが中心となっており、彼らが刑務所という隔離された施設の中で、日々どのような状況で業務に携わっているのか、とくに彼ら自身の認識に焦点を当てて論じたものは極めて少ない。

しかしながら、毎日のように受刑者に直接関わるといふことは、刑務官の態度や具体的な言動が彼らの矯正や更生に及ぼす影響が少なくないといふことを示唆している。その一方で、性格的にも難しく、集団生活が苦手な、ときに暴力的である受刑者を相手にしなければならない刑務官の仕事は、決して楽ではないことは容易に想像がつく。また、閉鎖された施設内での長時間労働であり、職員間の上下関係が厳しく、休暇が取りにくい等の厳しい労働環境<sup>2)</sup>であるにもかかわらず、労働条件を改善するための労働基本権（団結権）は、刑務官には保障されていない<sup>3)</sup>。

刑事施設という職場に付随するこれらの困難性に加え、2005年に監獄法が全面改正されたことも、彼らに課せられた仕事のあり方に何らかの変化を及ぼしている可能性は高い。明治41年に制定された監獄法からの改正は、刑事施設における矯正処遇のあり方を抜本的に見直す契機となった。監獄法時代の日本の行刑のあり方は、科学的・専門的処遇ではなく、工場担当である刑務官が受刑者と家父長的支配服従関係を構築し、その擬似的

---

1) 昨今では矯正施設に福祉専門官が入るようになったことから、福祉的視点からの論考も見られるが、これらは福祉専門官らの現状と課題に関するものが多く、刑務官については議論の中心にはなっていない。

2) 被収容者処遇法によって、刑事施設ごとに刑事施設視察委員を設置することが規定されているが（7条1項）、多くの刑事施設の視察委員から、職員の労働環境の改善とメンタルヘルス・ケア充実の必要性に対する意見が寄せられている（法務省「各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表（平成30年4月末現在）」（2018））。

3) 刑事施設職員に団結権が付与されていないことは、国際労働基準に違反するものであるとし、ILOからの勧告を受けている。

信頼関係に基づき受刑者の精神的感化を目指す処遇であり、保安と処遇は一体化していた<sup>4)</sup>。しかし法改正以降は、刑務作業以外の改善指導や教科指導といった処遇プログラムに力が入られ、工場担当刑務官以外の専門職員も処遇の中核に参加するようになった。また、受刑者の権利や自由の拡大も図られている。

このような行刑改革の直接的な影響を受けているのは、受刑者のみならず彼らに日常的に接する第一線職員である刑務官らも同様と考えられる。むしろ、もっとも大きな影響を被っているのは刑務官である可能性も否めない。担当制という従来の日本型行刑における特徴に鑑みると、刑務官の感情あるいは情緒のあり様、さらにその処し方が受刑者との関係構築の要諦になっていたことが推察される。したがって、今後の矯正処遇のあり方を考える上で、今般の行刑改革と刑務官の感情との関連性を検討することが要請される。そこで本研究では、組織統制や労働過程と労働者個々人の感情経験の関連性を分析する上で用いられる「感情労働」の概念に依拠しつつ、刑務官の役割認識及び感情面での変化について論じていくことにする。

第1章では感情労働についてのこれまでの研究動向について整理し、また矯正処遇において刑務官の感情がどのように位置付けられてきたかを検討する。第2章では、刑務官の役割認識に影響を与えているであろう近年の刑事政策の変化について論じる。第3章では、インタビュー調査の結果から、刑務官が感じ取っている刑務所内の変化と自らの役割についての認識、感情面での刑務官の変化を考察する。

---

4) 本庄武「日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報6号(2009)31-46頁参照。

## I. 感情労働者としての刑務官

### 1. 感情労働に関する先行研究

感情を社会的文化的に要請され構築されるものと捉え、「感情労働」の概念を提唱したのは、社会学者 A.R. ホックシールドである<sup>5)</sup>。人と接する職業においては、個人の感情は労働の一部として差し出さなければならず、そのため労働者たちには、職務に応じた適切な感情を表出・保持するために「感情規則」<sup>6)</sup>に従い、自らの感情を管理することが求められる。相手のなかに適切な精神状態を作り出すために、自分自身の感情を管理し賃金を得るということである。このように、職務上要請される感情の管理をホックシールドは「感情労働」と名付けている。ホックシールドは「私を感じていること」と「私を感じるべきこと」のズレに注目し、逸脱的あるいは不適切とされた感情は、社会的・主体的統制を受けて同調的のみならずされるものへと改められるとする。このような社会的主体的統制が「感情管理」である。感情管理には「表層演技」と「深層演技」の2つの方法がある<sup>7)</sup>。表層演技は相手に対して自分が適切な感情を持っていると見える

---

5) Hochschild, A. *The Managed Heart- Commercialization of Human Feeling*, 1<sup>st</sup> ed. The University of California (1983) (石川准・室伏亜希訳『管理される心——感情が商品になるとき』(世界思想社, 2000))。ホックシールドは感情論の系譜を「有機論的視点」と「相互作用論的視点」に分け、自らの立場を後者に置いている。前者では社会的要因は単に生物学的な反応を誘発し、それらの反応の表出を決まった通りの道へと誘導するのに対し、後者において社会的要因は感情を体系化し、管理し、表出する過程で感情の形成そのものに入り込んでいるとしている(234頁)。

6) 特定の状況においては特定の心理状態になるはずであるという、集団において自明視されている感情労働の基本概念となるものであり、例えば接客業では「顧客に対して怒ってはいけない」、看護師では「患者の前で泣いたり取り乱してはいけない」といった感情規則がある。感情規則は、社訓や標語などを通して雇用者から示される場合が多いという。安倍好法・大蔵雅夫・重本津多子「感情労働についての研究動向」徳島文理大学研究紀要 82号(2011) 101-106頁参照。

7) Hochschild・前掲注5)。

ように表情や仕草だけを装うことであり、労働者は装っていることを自覚している。それに対し、深層演技は相手に対して自分が適切な感情を感じるように、自らの感情を操作することであり、労働者は感情を装っていることを自覚していない<sup>8)</sup>。なお、深層演技には、意志の力で感情に直接命じる方法と、訓練されたイメージーションを間接的に利用する方法があるという<sup>9)</sup>。容易に職務に応じた適切な感情を抱けないこともあるが、労働者は個々の感情規則に則って、自らの感情を管理することが求められるのである。ホックシールドは、対人的職業の労働者は、感情の管理を強いられるが、それは人の自我を蝕み、傷つけるとし、労働者は「心」を酷使されており、現代とは感情が商品化された時代であると論じている<sup>10)</sup>。

感情労働の概念は、看護師、教師、介護職、ホテルスタッフ、コールセンター職員、銀行員<sup>11)12)</sup>等、多様な対人的職業についての研究において、バーンアウトやストレスとの関連性を検討する上で採用されている。とりわけ日本では心理的コストという、感情労働が個々人にもたらす否定的側面に注目が集まる一方で、感情労働の肯定的側面に焦点を当てた研究もみられる<sup>13)</sup>。これらの研究では、感情がもつ「商品」としての意味よりも、

8) 表層演技の例としては、ファストフード店の店員が顧客に対して笑顔を作ることが挙げられよう。また、深層演技の例としては、結婚式場の職員が新郎新婦に祝福の念をもって接することが挙げられる。

9) Hochschild・前掲注 5)、43頁。深層演技の方法にはもう一つ、感情を呼び起こすために、しかめっ面を緩めたり、握りこぶしを開き怒りをあまり感じないようにするなど、積極的に体を動かすことを挙げている。

10) Hochschild・前掲注 5)。

11) たとえば Smith, P. *The emotional labour of nursing*. London, Macmillan (1992) (= 武井麻子・前田泰樹訳『感情労働としての看護』(ゆみる出版, 2000)) や、上田智之・山崎登志子・下條三和・濱寄真由美「看護師の感情労働とバーンアウト傾向との関連：一般科看護師と精神科看護師との比較」*ヒューマン・ケア研究*18巻1号 (2017) 15-24頁。

12) Zapf, D., Vogt, C., Seifert, C., Mertini, H., Isic, A. *Emotion work as a source of stress: The concept and development of an instrument*. *European Journal of Work and Organizational Psychology*, 8(3), (1999), pp. 371-400.

13) たとえば、三橋弘次「感情労働の再考察——介護職を一例として」*ソシオロジ*51巻1号 (2006) 34-51頁、伊佐夏実「教師ストラテジーとしての感情労働」*教育社会学研究*84

むしろ「使用価値のある手段」という側面を強調している。また、既存の感情労働研究の多くが、労働者個々人の感情経験に矮小化されがちであることから、サービス利用者（顧客）や管理者（組織）との相互作用にも光を当てる必要性が指摘されている<sup>14)</sup>。

## 2. 感情労働職としての刑務官

本稿ではこのような感情労働の概念に依拠しつつ、刑務官の役割認識の変化を考察していくことが目的であるが、ここで、彼らの職務が原義的に感情労働に該当するか確認しておく必要があるだろう。ホックシールドは、感情労働職を①対面あるいは声による顧客との接触が不可欠であること、②それらの従事者は、他人の中に何らかの感情変化——感謝の念や恐怖心等——を起こさせなければならないこと、③そのような職種における雇用主は、研修や管理体制を通じて労働者の感情活動にある程度支配すること（たとえば感情表出の訓練・監督・評価制度）と規定する<sup>15)</sup>。結論から言えば、刑務官の職務も、上記3つの条件を満たしており、ホックシールドによる感情労働に該当する。まず、刑務官は直接的に受刑者に教育や指導を通して接するので、①に該当する<sup>16)</sup>。

次に、少年鑑別所首席専門官として、少年刑務所の処遇共助に携わった鉄島が、刑務官による声かけの重要性について論じる中で、どの刑事施設でも処遇困難者の言動を落ち着かせることに長ける優れた処遇を展開できる職員がいると指摘していることが示すように、刑務官の声かけは、受刑者の心情安定を図る側面がある<sup>17)</sup>。また、かつては刑務官と受刑者の家父

---

↘集（2009）125-144頁参照。

14) 三橋・前掲注13)。

15) Hochschild・前掲注5)。

16) 受刑者は「顧客」ではないという反論も考えられるが、①は相互作用の相手が無機物や動植物ではなく、人間であるか否かという意味であるため、刑務官が①の条件を満たしているという判断に異論はないだろう。

17) 鉄島清毅「刑務官の処遇力——処遇共助の経験から（第1回）『声かけ』に秘められ

長的關係に基づく擬似的信頼關係が重視されていたことはすでに述べたが、法改正以降も受刑者と職員との人間的な関わりそのものが否定されているわけではなく、適切な關係性の構築が受刑者の気持ちの変化につながることを理想としている<sup>18)</sup>。したがって、②にも合致している。

では③すなわち、刑務官らの感情活動に関する管理体制はどのようになっているのだろうか。「刑務官の職務執行に関する訓令」(法務省矯正訓第3258号/平成18年5月24日施行)14条18項には「冷静、沈着を旨とし、適切な言動を心掛け、毅然たる態度の中にも人間的な温かみをもって被収容者等と接すること」とある。また、2014年に法務省矯正局が策定した「矯正職員の使命」(基本姿勢3)には、「被収容者の処遇に当たっては、冷静を旨とし、毅然とした態度を保ち、かつ、適切な距離を保ちつつも温かみをもって、公平・公正に対応する。不適切な言動やなれ合い的關係に陥ることは厳に慎む」とある。さらに同使命6(再犯・再非行の防止)に「犯罪被害者及びその家族の苦しみや悲しみに思いを致し」再犯・再非行の防止に努めるとある。これらは刑務官の然るべき態度や望ましい感情状態、すなわち感情規則であり、まさに彼らの感情活動の方向性を示すものであり、したがって③の条件も満たしていると判断できる。

言うまでもなく、刑務官の職務には興奮する受刑者を身体的に制圧したり、逃走がないよう所内を警備するといった、感情管理をさほど伴わない、いわゆる肉体労働の側面も多く含まれている<sup>19)</sup>。だが実際は感情労働

---

ゝた『技法』刑政124巻1号(2013)80-90頁参照。そもそも、刑務所内においては規律秩序の維持が重視されているため、受刑者が感情を表出させ暴力的になったり、錯乱状態に陥ることは可能な限り未然に防ぐ必要がある。それが行き過ぎると、受刑者の他律化や人権侵害につながることになる。

18) 2003年に出された『行刑改革会議提言』では「受刑者が職員と人間的な対話を通じて自発的に規律を遵守している状態を理想的な規律の在り方として目指すべき」としている。行刑改革会議「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～(平成15年12月22日)」(2003) <http://www.moj.go.jp/content/000001612.pdf> (最終閲覧日2019年11月30日)。

19) 採用区分に「武道」が設けられている理由も、刑務官の肉体労働を重視してのことで、

の側面が強くあり、それが看過されてきたというのが妥当であろう。

### 3. 刑務官の感情規則

上記訓令と使命を精査すると、刑務官の感情規則が両価的であり、極めて複雑であることがわかる。一方では冷静・沈着・毅然たる態度が求められ、他方では人間的温かみをもつことが必要とされている。「矯正職員の使命」前文にあるように<sup>20)</sup>、彼らが、刑務所内の規律秩序を維持しつつ、更生を促すという、一見すると相反するような職務を同時にこなすことが使命として求められている所以であろう。

さらに留意すべき点は、感情規則があっても、実際にどの場面で、どのようにこれらの規則を具現化するのか、その適用方法について研修等を通して訓練されるわけでもなく、マニュアルがあるわけでもないということである。感情管理のマニュアルや研修制度が設けられていない理由として、Leidner<sup>21)</sup>は「もし雇主が感情管理には特別な技術を要さないと信じていれば、おそらくそれをマニュアル化しないだろう」と述べている。すなわち、刑務官は感情管理ができて当然という前提があるか、あるいはそれらは先輩や同僚との交流を通して、または自らの試行錯誤によって体得していくことが期待されているということである。いずれにしても、感情規則に則った感情管理の巧拙は、各刑務官の力量に大きく委ねられることになる。

各刑務官による個別対応のあり方に大きな相違がないようにするためには、刑務官相互の感情管理スキルの伝承が円滑に機能している必要があるが、実際は容易ではない。たとえば鉄鳥は、刑務官から投げかけられる言葉が、受刑者の心を掴み、自尊心の回復や、状況を捉え直すことにつな

---

ゝあろう。

20) 前文には「矯正職員は、規律と秩序ある矯正施設のあるべき環境を保持しつつ、「一人の人間」としての被収容者に正面から向き合い、更生に導く」とある。

21) Leidner, Robin. *Fast Food, Fast Talk: Service Work and the Routinization of Everyday Life*. Berkeley: University of California Press. (1993).

がっていると、刑務官の働きかけや、それを支える姿勢や態度の重要性を評価している<sup>22)</sup>。だが他方で、それらが「職人芸」「奥義」として同僚や後進には十分に共有されないまま属人的になっていることを指摘している。

また、西田は刑務官なりたての頃、先輩から「頭はいらない。看守は目から下で仕事」「知的なことは必要なく、気合と根性、大きな声と相手を圧倒する体力が必要」という刑務所文化を先輩から伝えられ、カルチャーショックを受けたことを述懐している<sup>23)</sup>。

これらの記述からは、受刑者処遇に必要な感情管理スキルが属人的になっていたり、本来であれば、受刑者個々人の性格特性や場面に即して判断し(思考)、複雑な感情規則に則して感情管理をする必要があるにもかかわらず、思考が否定され「気合と根性」という、ある意味大雑把な表現で片付けられがちであることが見て取れる。これらのことが結果的に、刑務官による個別対応のあり方に相違を生み出している可能性は否めない。

#### 4. 感情管理の困難性

三井は矯正職員感情労働に関する試論の中で、刑務官らの「自分の心を石にする」「自分がモノになる」「思いや個性を押しつぶさなくてはならない」といった発言から彼らの職務を感情労働と解釈し、その要因を受刑者等と価値が共有できないことの重み、受刑者等との間にある断絶の深さへの気づきに求めている<sup>24)</sup>。しかし、感情労働という概念に照らせば、管

---

22) 鉄島・前掲注17)。

23) 西田博『刑務官へのエール——法務省“刑務官”局長のひとりごと——』(廣済堂出版、2014) 49頁。

24) 三井さよ「矯正職員感情労働」刑政124巻6号(2013)56-66頁。1960年代に全制的施設の特徴について論じたゴッフマンは、施設職員が「理性的存在には(理性的な)反応を期待しているので、被収容者が人間らしく振る舞わない場合、職員は感情を逆撫でされ、侮辱され、また反抗されたと感ずることになる」と述べている(Goffman, E. *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*. New York: Doubleday Anchor, 1961. (=石黒毅訳『アサイラム——施設被収容者の日常世界』

理者（組織）すなわち法務省矯正局との相互作用からの分析が要請されよう<sup>25)</sup>。

ホックシールドは、「私が感じていること」と管理者が提示する感情規則に則った「私が感じるべきこと」の切実な「ずれ」を問題視している<sup>26)</sup>。では、刑務官が経験するであろう「ずれ」とはどのようなものなのか。刑務所内の管理運営（規律秩序の維持）と受刑者の更生促進という複数の職務が使命として求められているがゆえに、刑務官の感情規則が複雑になっているのだが、施設の管理運営と更生促進のどちらに重きを置くのか、またそれらを実現する方法についての考え方によっても、刑務官に求められる感情管理の困難度のレベルは異なると推測される。

図1は、管理者（組織）の矯正に対する価値観と刑務官個人の認識の組み合わせによる、感情管理の困難度のレベルを示したものである<sup>27)</sup>。管理者が示す感情規則は、組織として刑務所の目的（役割）、受刑者観、効果的方法、それぞれに対する見解の組み合わせにより概ね4つに分けられよう。たとえば刑務所の役割として受刑者の社会復帰の促進を最重視していれば、そこには受刑者は変わり得るという前提が不可欠である。しかし、具体的な方法についてどこに重きを置くかとなると、個人の主体性を尊重し自律的な生活を身につけさせるやり方（①～④）と、規律ある生活の獲得を重視し、対話を通して指導していく方法（⑤～⑧）または厳しく指導し、従わなければ懲罰を下す方法（⑨～⑫）があるだろう<sup>28)</sup>。またそうで

---

ㄨ(ゴッフマンの社会学3)』(誠信書房, 1984) 86頁)。

25) 感情労働とは感情管理の組織からの他律化のことであることをふまえると、刑務官の感情労働の問題は、刑務官の価値観と受刑者のそれとの齟齬ではなく、むしろ刑務官の価値観が蔑ろにされ、組織から他律化されることであると考えられる。

26) Hochschild・前掲注5), 65頁。

27) ホックシールドは、「認知は感情がその個人にメッセージを「送る」プロセスに組み込まれている」としている(Hochschild・前掲注5), 250頁)。

28) 赤池は「隔離拘禁作用確保のための規律」と「矯正改善促進のための規律」は異質であり、それを担保する手段は異なるとしている(赤池一将「『懲罰』を語らずに『規律』を語るために」本庄武・武内謙治編著『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』(日本)

図 1 刑務官の感情管理の困難度

## 個人（刑務官）の認識

刑務所の目的・役割				社会復帰促進・教育			施設運営（規律秩序の維持）/隔離拘禁
				変化する			無関係（変化しない）
受刑者観		価値観	主体性・自律性	規律		規律・他律性	
			方法	説明・対話・指導	説明・対話・指導 命令・指導・懲罰（報償）		命令・指導・懲罰（報償）
管理者（組織）の認識	社会復帰促進・教育	変化する	主体性・自律性	①低	②低	③高	④高
			規律	⑤低	⑥低	⑦高	⑧高
			命令・指導・懲罰（報償）	⑨高	⑩高	⑪低	⑫低
	施設運営／隔離拘禁	無関係（変化しない）	規律・他律性	⑬高	⑭高	⑮低	⑯低

はなく、あくまで施設管理を刑務所の最重要役割ととらえていれば、受刑者が改善更生するかは問題ではない。施設の規律秩序維持のために、命令・指示に従わせ反すれば懲罰を下すことになる（⑬～⑯）。刑務所の役割や受刑者観に関わらず、懲罰を推奨した場合の感情規則は、怒りや憤りの

↳ 評論社, 2017)。

積極的表出が中心となる（⑨～⑯）。しかし、受刑者の自律性や主体性を尊重した場合は、状況に応じて説明や対話、共感といった態度や感情表現が必要になり、怒りや憤りは適切に制御されなければならない（①～⑧）。

刑務官の感情管理の難易度は、刑務官個人の矯正に対する価値観と管理者側のそれとの関係性により異なると考えられる。仮に刑務官自身が刑務所の最重要課題を施設管理とし、受刑者が改善更生に向けて変化するかどうかを重視していないとしよう。この時、管理者側もまた同じような価値観に基づいていれば、提示される感情規則に沿うことはさほど困難ではない（⑯）。しかし、管理者側が受刑者の社会復帰促進に向けた処遇教育を重視し、受刑者の自律性を尊重した処遇に価値を置いていれば、管理者側が提示する感情規則に沿うことには困難を伴う（④）。ただし、管理者側が受刑者の改善更生のために他律的に厳しく指導し、従わなければ懲罰を下す方法を推奨した場合、刑務官の感情管理が比較的容易である可能性が高い（⑫）。

ここでは理解のしやすさを考慮して、管理者側と刑務官個人の価値観の各要素について明確に区切っているが、被収容者処遇法第1条が示す通り、施設管理運営と受刑者の適切な処遇の双方が必要なため、実際はどちらにどの程度重きを置くかにより図1の間を揺れ動くことになるだろう。また、一方に傾き過ぎ、感情管理を一步間違えれば、それぞれでリスクが発生する。

規律秩序の維持を厳格に進めることを重視すれば、自ずと管理的側面が強くなり、受刑者が指示に従わなければ、刑務官は苛立ちや憤りを表出し、威圧的かつ戦闘的態度を示すことになる。これが行き過ぎれば、受刑者への人権侵害につながったり、刑務官―受刑者関係が不信感に基づくものになったり、矯正の主体が受刑者ではなく刑務官になるという問題に発展する。

他方で、更生の促進を意識した場合、受刑者の自発性および自律性の涵

養<sup>29)</sup>が必要であり、そのためには受刑者の特性や状況に応じた教育的な関わりが求められる。この場合刑務官は、苛立ちや怒りを抑え、受容や共感を示すこともあるだろう。しかし、この方法を間違えると、刑務官は受刑者に侮られ籠絡される危険性を伴う。このように、バランスを取ることが困難な2つの感情規則が存在している「感情規則の重層性」<sup>30)</sup>は、介護職などでもみられるものであり、感情労働を困難にする一因となっている<sup>31)</sup>。

以上のように、刑務官の職務はホックシールドのいう感情労働に該当し、しかも相反する2つの使命を課せられていることから、感情規則が複雑化していることが推察された。次章では、彼らの感情労働過程に深く関わっているマクロ的側面、すなわち監獄法改正を含む制度政策的側面の近年の変化について確認していくことにする。

## II. 刑務官を取り巻く刑事政策の変化

刑務官の傷害行為により受刑者が死傷した名古屋刑務所事件<sup>32)</sup>を契機に、2003年以降、日本における刑務所改革の機運が高まった。当初は、法務省内部での委員会による、行刑運営の問題点についての調査が行われた<sup>33)</sup>ものの、国会での審議をはじめ、その検証の不十分さが社会的に強く

---

29) 被収容者処遇法88条では「受刑者の自発性及び自律性を涵養するため、刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限は、法務省令で定めるところにより、第三十条の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和されるものとす」と規定している。

30) 崎山治男『「心の時代」と自己——感情社会学の視座』（勁草書房、2005）。

31) 三橋・前掲注13)。介護職では、介護「福祉」として求められている「熱意」と、介護「組織」として求めている「冷静」な職務遂行という2つの感情規則が存在しているという。

32) 2001～2002年の間に発生した、名古屋刑務所の被収容者に対する特別公務員暴行陵虐罪（刑法195条）事件で、現職刑務官7名が起訴され、有罪判決を受けた。

33) 法務省行刑運営に関する調査検討委員会「行刑運営をめぐる問題点の整理（国会審議における指摘を踏まえて）（平成15年7月28日）」（2003）。

批判され、外部委員を招いた行刑改革会議が設置される。同会議設置の目的は「行刑改革のために必要不可欠であると考えられる問題を一切の聖域なしに議論し提言を行うこと」とされ<sup>34)</sup>、会議の様子をメディアに対してリアルタイムで公開し、議事録も顕名で公表する等、「国民の理解と支持を得」ることが意識された会議となった。

同会議による提言<sup>35)</sup>は、受刑者の権利義務の明確化、人権保障の充実、職員の職務権限の内容と限界の明確化を含む ①「受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生及び社会復帰を図るための改革」、人的体制の整備による ②「刑務官の過重な負担を軽減するための改革」、③「国民に開かれた行刑を実現するための改革」の3つを柱として、2005年、明治期以来の監獄法改正の基礎となり、被收容者処遇法が成立した。同法を主軸とした一連の行刑改革は、受刑者に対する社会復帰処遇理念の明確化（30条）に基づく改善指導や外部交通の拡大、第三者機関としての刑事施設視察委員会の設置（7条）、民間委託や業務の合理化の推進等、実務において目に見える様々な変化をもたらした。

かような改正が進められる一方で、新入受刑者数が減り始め、2000年代半ばまでの過剰收容状況が収束する中、相対的に再入所者への対応が注目されるようになる。とりわけ高齢受刑者や障がいのある受刑者の割合が増加し、その対応として、2009年から、刑事施設における社会福祉士の配置や、地域生活定着支援センターの設置等により、福祉職をはじめとした対人援助領域との連携、いわゆる「司法と福祉の連携」が多様な形で行われるようになった<sup>36)</sup>。

また、被收容者処遇法下で特別改善指導による処遇プログラムが実施されるようになった薬物事犯者や性犯罪者を含め、再犯者全般への対応を促

---

34) 同上39頁。

35) 行刑改革会議・前掲注18)。

36) その経緯や顕在化した課題の詳細については、刑事立法研究会編／土井政和・正木祐史・水藤昌彦・森久智江責任編集『「司法と福祉の連携」の展開と課題』（現代人文社、2018）参照。

進するべく、2016年には再犯防止推進法が成立した<sup>37)</sup>。就労支援や教科指導体制の強化による社会復帰支援は、被収容者処遇法施行後に種々進められてきたが、再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画の策定により、省庁横断的かつ国のみならず地方自治体も主体となった、再犯防止推進策が求められるようになっている。

このような2000年代以降の一連の刑事政策の変化は、従来の行刑密行主義・刑務所完結主義のもとで展開されてきた刑罰の執行のあり方に疑問が呈され、「社会における刑務所とはどのような存在であるべきなのか」が問い直される契機であったともいえる。本庄武が、被収容者処遇法施行当初に指摘したとおり<sup>38)</sup>、「担当制を支えていた重要な要素である、規律が緩和されるとともに、被収容者の権利や自由が拡大」し、「担当行刑を実施する基盤が弱くなっていること」、また、「刑務作業以外の処遇プログラムに力が入れられ工場担当以外の専門職員が処遇の中核に関わること」は、従来の担当制を中心とした日本的な「処遇」を解体し、そこに(視察委員会はもちろん、多職種の専門家、民間団体、ひいては国民一般の)多様な人々の視点が入り、また、そうした多様な人々と刑務所ないし刑務官自身が、コミュニケーションを取らざるを得ない現状に繋がっているといえる。

実際、次章の刑務官への聞き取り調査からは、(刑務所ないしそこで働く刑務官)自らの役割認識等についての葛藤が見て取れる。富山聡<sup>39)</sup>は、行刑改革15年の総括と今後の変化の可能性について、行刑改革会議が示した方向性としての「一人一人の受刑者に合った個別的な処遇をきちんとやっていくこと」、「出所後の社会復帰を念頭に置いて様々な支援をしていくということ」は「変わりようがない」としたうえで、改革により刑務所が「いろいろな面ですごく良くなった」と評価する現在もなお、「受刑者に自

---

37) 法務省「再犯の防止等の推進に関する法律の施行について」[http://www.moj.go.jp/hi sho/seisakuhyouka/hisho04\\_00049.html](http://www.moj.go.jp/hi sho/seisakuhyouka/hisho04_00049.html) (最終閲覧日2019年11月30日)。

38) 本庄・前掲注4), 38頁。

39) 富山聡「行刑改革十五年の歩みと今後の展望」刑政130巻1号(2019)46-47頁。

ら立ち直ろう」という気持ちになってもらうことは「上手にできていない」とする。そこで、受刑者のモチベーションの向上のための一方策として、従来から行ってきた、工場担当の「人格力」に基づく受刑者の「カウンセリング」への更なる期待を述べるのである。

しかしながら、既に刑務所において現状求められている「処遇」は、従前の「担当と情緒的な信頼関係を形成することを基軸として精神的感化を図るという意味<sup>40)</sup>」のそれではなく、個々の受刑者が「人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つこと」を重視し、その「誇りや自信、意欲を導き出す」ために個別化・多様化した、人間性尊重の観点から求められる「処遇」である<sup>41)</sup>。受刑者は「受刑者」である以前に人間であって、犯罪をしたという事実以外にも多様な属性を有し、再犯をしないということ以前に「人として日々どのように生きていくのか」ということこそ本人にとって重要な課題となろう。そうした人々が集まれば、たった一人の担当職員・唯一の専門性をもつての対応では、様々なミスマッチや誤解が生じることは至極当然であり、受刑者が自らの人間性を取り戻すための枠組みとして不十分であることは明らかである。

むしろ自身にできること・できないことを適切に把握し、（非専門家的一般性・地域性等をも含んだ）他の専門性を有する処遇関与者と、有機的連携に基づく処遇実施のための仕組みを構築していくことが必要であろう。確かに、現状の刑務所においても、被収容者が最も日常的に接する機会の多いスタッフが刑務官、とりわけ工場担当であることは事実である。この「被収容者の日常を知る」という強みを活かしつつ、従前、刑務所が十分に取り組むことができていなかった「処遇」につき、多様なアクターや被収容者自身との協働を追求していくことは、結果的に、それぞれの関与者の主体性・自律性、自己効用感を高め、刑務所という場の意義を確かにす

---

40) 本庄・前掲注 4)、39頁。

41) 本庄武「行刑改革十五年の成果と今後の課題」刑政130巻1号（2019）52頁。

ることになるのではないか。

そのためのコミュニケーションを促進していくためにも、自他の感情をどのように扱うのかという課題は、刑務官にとって喫緊かつ重要なものであるように思われる。つまり、感情労働者としての刑務官のあり方を追求することは、刑事政策的にも不可避な現状にあるといえよう。

### Ⅲ. 聞き取り調査結果——感情労働者としての視点から

本章では、筆者らが実施した刑務官を対象とした聞き取り調査のデータを用い、上述した刑事政策の変化が刑務官の感情労働にもたらした影響を考察していく。

当初の調査の主旨は、長期受刑者の処遇がどのように実施されているのか、制度改正による刑務所内の変化やそれに対する刑務官の認識を明らかにすることであった。したがって、もともと刑務官の感情労働としての側面に主眼が置かれていたわけではない。しかし、聞き取りを進めていく中で、彼らの感情の処し方が日々の業務を遂行する上で重要な鍵となっていることが見てとれた。

調査対象者は、男性長期刑務所3施設(LA:2施設, LB:1施設)、女子刑務所1施設の職員全12名(1名のみ女性)である。2018年7月～8月に、各所3名(処遇, 教育, 分類の主任～統括)ずつ、それぞれ2時間程度をかけて半構造化のグループインタビューを実施した。いずれも先方施設内において実施している。対象者の経験年数には開きがあり、最長で38年、最短で5年であった。発言の内容は録音し、後日発言ごとの要約を作成した。

主たる質問項目は、1)受刑者に対する気持ちや考え方、対応についての変化、2)刑務所内の変化についての認識、3)刑務所内の変化が自分自身に及ぼした影響、4)受刑者の社会復帰のために必要ではあるが不足していると感じること、5)刑務官と受刑者との関係についての認識、

6) 長期刑の処遇の難しさ, 7) 刑務官のセルフケアの方法である。

なお, 以下では発言者が特定されないよう, 各発言については刑務官の経験年数のみを各発言の最後に記載することにする。

### 1. 刑務官と受刑者との関係

初めて受刑者と接する際, 刑務官たちは「怖い」「悪者」という一般社会で持たれているような見方にに基づき, 先入観やイメージを抱いているが, 日々彼らと接するようになると, 彼らの中に人間的な側面を見出すようになる。さらに, 一人一人が見えてくるようになると, 受刑者を懲らしめるというよりもむしろ手を差し伸べなければならない存在としてとらえるようになる。その結果, 受刑者との関わり方が, 「指導する」「先生と生徒になる」という態度に変化していく。

- 受刑者のいる世界が灰色に見えていたが, 一人一人の顔を覚えていくうちに, 徐々に色がついて見えてきた (21)。
- 最初は受刑者に対してすごく構えていたが, 殺人を行っていても接してみるといい人だとわかることもある (38)。
- 暴力を振るったり, 横柄な態度に出たりするのは, その人の弱さが現れているのだと見るようになってから, そういう人たちを指導していく必要があるんだと考えるようになって, 指導できるようになった (14)。
- 拝命当初の「受刑者=悪者」という見方は, 工場担当として勤務しているうちに, 一人の人間として見られるように変わった (14)。
- 今はやはり受刑者に手を差し伸べなくてはいけないという気持ちが強い。学校の先生と生徒のような関係である (34)。

これらの発言からはまた, 刑務官の中には迷いながらも彼らなりに受刑者との接し方や働きかけの方法を考え, 試行錯誤している人がいることがわかる。それは次のような言葉にも象徴されている。

- あれだけ荒れていた奴がオヤジが言ったことや、手紙等の一言でふつと変わることがある。プラスにもマイナスにも。生きる指針ができることもある。どうしていいのか、どういう言葉をかけていいのか(38)。
- 「先生が言って欲しいことを言ってやる」というところが(受刑者には)あり、それはできるだろうが、そこは(受刑者の本心かどうか)見極められているのかわからない(8)。
- 忍耐をなかなか身につけられない人に対しても刑務官は時間をかけて話しかけていこうとはする。最初は無視されるが、挨拶から少しずつ反応するようになり、最終的には工場に出られることもある(34)。

このことはまた、刑務官としてのやり甲斐に繋がるものであるが、とりわけ「担当」になり、受刑者の変化に影響をもたらす存在となることが、彼らにとっては大きな意味を持つ。後述するが、法改正により、刑務所内における工場担当の位置付けは変化した。しかし、刑務官にとって担当になることの意義が大きく変化したわけではないことがわかる。

- 自分には担当という地位にいることのプライドはある。施設のためにやるべきことをやりたい。彼らに「オヤジ」と言われる仕事をした。堅苦しいところだけではなく、柔らかいところも見せながらやっていくことが必要。子どもに対する指導とも似ている。何かを言ってふてくされて、それに対してまた対応するといったようなことが必要だと思う(21)。
- 受刑者から「おやっさん」と呼ばれるのは、身のまわりのことも含めて相談できるということからである。逆に言えば、工場担当はそういう人間性が必要とされるということである(34)。
- 工場担当になって人が具体的に見えるようになってから、どんな人間でも自分が何らかのことを教えていくことで、反則を起こさせないようにするにはどうするかといったことを考えるようになった(34)。

- 担当になったら一人前になったとみなされるものだと思う。工場担当は一国の主のような立場（8）。

ここで注目すべきは、刑務官が自らの職務にやり甲斐を見出したり、担当として自らの存在価値を見出しているのは、強制的方法で受刑者を規律に従わせることを通してではなく、彼らの反発や不満に対して、説得する、宥める、諫める、耳を傾けるといった、「柔らかいところをみせ」つつ彼らと人間的な相互交流を行うことを通してであり、さらに言えばその結果として受刑者の変化を目の当たりにすることを通してという点であろう。

- 更生のサインは、言葉つき、目つき、顔つきであろう。トゲトゲしていたのが柔らかくなって、相手の話を聞けるようになる。それは犯罪に対しての更生とは別に、人間としての更生（38）。
- 受刑者らの変化を感じられれば、それがやり甲斐につながる。色々な人がいて、いろんなパターンがあるので、変化が見えにくいところもあるが（8）。
- 再犯で帰ってくる人もいるが、雇用主さんから「がんばっているよ」という情報を聞くと、やっていてよかったと思う（14）。
- たまに本人から手紙が来てがんばっていることがわかると、それにはやり甲斐を感じる（35）。

ただし、刑務官のやり甲斐については、「たとえば車の販売であればノルマを達成すれば達成感があるが、ここにはそういうものはないので、何をやりがいを考えるかというのは難しい（34）」という発言もあり、刑務官の間でも個人差があることを付け加えておきたい。

先に、刑務官にとって担当になることの意味は、法改正を経た現在も依然として大きいことに言及したが、では、刑事政策の変化を刑務官らはどうのように受け止めているのだろうか。また実際に受刑者との関係性にどの

ような影響があったのか。

## 2. 刑務官が感じ取っている刑務所の変化

監獄法時代の刑務所については、以下の発言にもあるように、刑務官たちは規律秩序の維持が最優先課題であり、自由を奪うことが目的であり、違反をすれば懲罰で抑え込むということが一般的であったと認識していた。

- 問題があれば、とにかく懲罰でなんとかしようとする(38)。
- 就労支援とかかつては考えられない。橋の下で暮らす以外なかった人など、(出所)後のことは死のうが生きようが、こちらでは関知していなかった(38)。
- 最初は収容の確保と作業をさせることが一番重要と習った(14)。
- 監獄法時代は自由を奪うということを一定の時間の間行うことが中心であった。要は、規律秩序の維持が最も重要であった(34)。
- 昔は「やりたくないことをやらせる」というイメージであろう。嫌なことをやらせることこそが刑罰であった(14)。
- 軍隊みたいなのが刑務所というイメージがあった(35)。

法改正により、刑務官らは受刑者だけでなく上司との関わり方が変わったと受け止めていた。また職員の人権意識が変わり、それに伴い受刑者に対する言葉遣いが変わったことや、受刑者の規律意識の変化を指摘する人もおり、刑務所内のさまざまな要素における変容を感じ取っていた。

- 新法下になってからは、受刑者と職員は対等だという感じになった(35)。
- 新法下では、法律に基づいて動く。受刑者に対して「なぜそれがいけないのか」という指導をするようになった(38)。
- 職員の人権意識が最も変わってきたように思う(14)。

- 受刑者に対する職員の口調がガラリと変わった。受刑者に何かを指示する時に、「これやっつけ」から「これやっついてよ」に変化した。そういう意味では職員が厳しくなくなってきた（31）。
- 昔は嫌なことをやらせていたが、今はプログラムが実際に必要性があって、それを行うためには、むしろ彼らのモチベーションを引き出さねばならない状況にある。（昔とは）真逆だと思う（14）。
- 今は正直、幹部も頼れない感じがある。古い先輩方はもっと頼れる感じがあった（21）。
- 裁判等があった際にも、かつては所内にその担当の職員がいたが、今は自分で裁判に出なければならない（31）。
- 上の人たちが変わってきた。それは受刑者が（権利主張するように）変わってきたからだと思う（35）。
- 目に見える形で不服申し立て等がかなり増えた（31）。

保安（懲罰）中心から改善更生（矯正処遇）中心に舵を切ったことや、刑務所の透明性が図られたことに対しては、「適正な方に行っていると思う（38）」「個人的には、いい方向へ変わっていると思う（34）」と、肯定的な見方が表現されていた。

- 我々の処遇が適正であるかどうかをより慎重に考えられるようになったように思う（8）。
- 社会に認知されたことで、刑務官のやりがいや使命が以前よりも出てきたように思う（8）。
- 教育も正直最初はそんなことをしても意味がないと思って異動を断ったが、最近自分の考えが変わってきた。受刑者の変化を目の当たりにしたこと、認知行動療法に参加するうちに自分自身の認知も変わってきた（35）。

また、これらの変化に戸惑いつつも、受け入れざるを得ないという態度

も見られる。

- 改善更生等の重要性が言われるようになって、そういう観点から取り組んでいかないといけないのかなと思った(14)。
- 時代の流れでそうなっているから、それに合わせていかなければならないのかなと(35)。

しかし、受け入れざるを得ないとは感じつつも、これまでの施設管理(規律秩序維持)優先の刑務所のあり方から離れなければならない戸惑いと不安も強く、彼らの中で両価感情が大きいことがわかる。

- 今は過去の先輩が作ってきたものの結果としてあって、そういうものはすぐには変わらない(38)。
- 年配の刑務官の中には、教育をしたところだという方もいる。はっきり言うわけではないが、抵抗感がある人もいるであろう(14)。
- 昔ながらの刑務所らしいところがなければ、ぐずぐずになってしまうような気がして心配。特に若い刑務官を見ているとそう思う(21)。
- ものすごく厳しかった時代があって、それでは行き過ぎだったかもしれないが、緩くなりすぎると崩壊してしまう(31)。
- 日々一番受刑者に接するのは担当なので、担当さんの人間的魅力とか、そういうもので変わったという受刑者もいるので、法律で型にはめることも重要だが、そういうことは重要だと思う(14)。

### 3. 規律秩序の維持に対する刑務官の認識

刑務官らは語りの中で、彼らが刑務所内の規律秩序の維持をいかに重要と考えているかを表現していたが、その理由を隔離拘禁作用の確保よりもむしろ、受刑者の生活習慣の改善に置く傾向がみられた。ただし、その方法として重視されているのは、自発性よりもむしろ「厳しく言ってやらせる」という強制であった。

- 再犯防止や改善更生も、規律秩序があって、収容が安定してはじめてそういう指導ができると思うので、まずはそこが重要だと思う（14）。
- PFI で懲罰が増えたのは、開放的な施設だからではないか。刑務所に入ることで「決まりを守る」ことができるようになる、ということがまず重要だと思う。現状で刑務所が設定しているルールは、特に悪いところはないと思う（8）。
- 入所以前、社会で無茶苦茶な生活をしてきた者が多いので、まずは朝起きて普通に働くという規則正しい生活を身につけることは必要である。その習慣づけからスタートして、生活習慣を強制的に身につけさせることが重要である。これは人として基本的なことである。その上でプログラムを行う等のことを一律同じように、全員ができるように環境を整えていく必要がある（34）。
- ズルをさせないようにやらせたりする等、厳しく言ってやらせることが自分たちの仕事かなと思う（21）。

法改正によって、規律秩序の維持が軽視されるようになったというわけではない。しかし、教育的処遇をかつてよりも重視することになり、自らが馴染み準じてきた「規律秩序の維持」という価値の重要性が否定されていると刑務官らが感じているようにも見受けられる。それは、刑の目的そのものへの困惑として表現されている。

- ここは教育をするところなのか、それとも保護するところなのかと悩む。外の人には刑務所を居心地が悪いところだと思っているかもしれないが、それほどではないのかもしれない（31）。
- 外部の人に受刑者が反省しているのかどうかを知って欲しい。本当にこれが本人のためになっているのかどうか、ということを考えると、受刑というものは何のためにあるのかと思う（38）。
- 「訓練生」「訓練室」「社会復帰促進センター」など、PFI は刑務所じゃないと思った。それによって受刑者が勘違いするのではないかと

いう気持ちもあった。「訓練生として社会復帰を目指す」ということが、「刑罰ではない」かのような勘違いをしてしまうのではないか(8)。

さらに、「犯罪被害者及びその家族の苦しみや悲しみに思いを致」すという刑務官に課された使命もまた、変化に対する彼らの抵抗や困惑を助長している。以下の語りをみると、被害者やその家族の気持ちに思いを致すことが、彼らの中では「応報的刑罰」と重なり、受刑者に厳しく接することを求められているという解釈に帰着していることがわかる。

- 応報をすつとばして、社会復帰ということは考えられないのではないか。被害者のこと等をどう考えさせるべきか悩んでいる(8)。
- (受刑者の生活を被害者に対して)可視化して欲しい。無期の人が受刑生活で何をやっているのか、どういう生活態度で刑務所にいるのか、被害者が見たら怒るのではないかと思う(38)。
- 収容の確保と受刑生活を全うさせるということでのいいのか。被害者のことを本当に考えているのかどうかを、被害者に見せてやりたい。職員を訴えたりしているのを見たら、とてもそうは思えないのではないか(38)。

#### 4. 高齢受刑者と無期刑受刑者に対する処遇

近年の高齢受刑者の増加もまた、刑の目的に対する困惑を助長している要因であった。高齢受刑者に対しては、教育的処遇や規律秩序の維持とはまた別の福祉のアプローチが必要となっており、彼らに対する関わり方の難しさとして語られていた。

- 無期で入ってきた人でも、60~70代と高齢の人もある。そういう人は半分諦めているのではないか。そういう人に「頑張りなさい」とはなかなか我々も言えない(8)。

- 高齢で入ってきた人は、変化はあまり見えない（38）。
- 昼は受刑者が世話をしていることもあるが、夜は刑務官がオムツを替えたりしている（38）。
- 自分で考えて動ける受刑者がいないし、「この人を一緒にしておけば安心」という受刑者もいないし、（介護者となれる）そういう人を育てることもしていない（8）。

加えて、2005年の刑法等の一部改正に伴い、無期刑の仮釈放が引き延ばされたことにより、刑務所内で高齢化していく受刑者や、更生の意欲の喚起が難しい受刑者が増え、刑務官の関わり方を難しくしている。

- モチベーションの設定が難しい（14）。
- 彼らの内面はなかなか見えない。彼らが本当には何を考えているのかわからないという難しさがある。声をかけて、何とか本音を引き出そうとはする。しかし「はい」と返事をして、本当にわかっているかどうかはわからない（34）。
- 無期はもっと早く仮釈放にすべきだと思う。仮釈放である以上、何かあれば刑務所に戻せるのだから、社会内で生活していかないと、どんどん社会復帰が難しくなる（35）。
- 高齢で出所できるかどうかかわからない人の処遇は、就労支援等といっても厳しい。高齢で無期懲役の人の生活をどうしたらいいのか、どうやってやる気を持たせたらいいのか。本人が「どうにでもなれ」と思ってしまうとひどいことになる。いい方法があればと思う（21）。

## 5. 刑務官の揺らぎと戸惑い

刑務官らの語りを精査すると、変わりゆく刑務所のあり方と自らの役割に対して揺らぎと戸惑いが表現されていることがわかる。前節で論じたように、法改正前は隔離拘禁作用の確保に主眼が置かれ、厳しく受刑者に当たることが当然視されていた（図1⑬～⑯）。しかし、法改正を契機に、社

会復帰の促進を目的とした処遇に重点が置かれ、受刑者の人権尊重が重視されることにより、刑務官に求められる役割や態度も大きく変化した(図1①~⑫)。新制度の下では、受刑者の自発性や自律性の涵養も重視されるようになった。刑務官らは、行刑のあり方が変化していることも、それに伴い自らに求められる役割が変化したことにも理解を示していた。つまり、ホックシールドのいう「私を感じるべきこと」の方向性については、ある程度承知しているのである。

では、個々の刑務官の認識、すなわち「私を感じること」はどうだろうか。浜井は2001年に発生した名古屋刑務所事件に対する刑務官の認識に言及し、当時の刑務官たちには「刑務所の規律を維持するためには、反抗的な受刑者に対して弱腰の態度をとってなめられたらおしまい」という共通認識があったことを指摘している<sup>42)</sup>。換言すると、刑務所の中は、どちらが上でどちらが下かを競おうとする明確な「縦の関係」あるいは「縦社会の文化」であるということであり、このような文化は事件から20年近く経った現在でも刑務官らの中に浸透しているように見受けられる。法改正により受刑者の権利意識が強くなり、不服申し立てが増えたことに対する不快感が、刑務官の語りの中に滲み出ていることから、個々の刑務官が受刑者に自発性ではなく従順さを期待していることが示唆される。したがって刑務官自身の認識は、図1で言えば、④⑧⑫⑯あるいは③⑦⑪⑮に該当する。

すなわち、刑務官が現在置かれている状況は、感情管理の難易度の高い③④に該当することになる。刑務官らは自らが馴れ親しみ準じてきた行刑のあり方や刑務所文化を手放すことに対する抵抗があり、それが揺れや戸惑いとなって語りの中に現れていたと解釈できる。

さらに、処遇重視に舵を切ったとはいえ、刑務官らの語りの中にもあったように、受刑者らが規則正しい生活を送り、共同生活を維持する上での

42) 浜井浩一「刑務官と受刑者の関係——名古屋刑務所事件を通して」法学セミナー615号(2006)66-71頁。

規律秩序の維持が求められていることに変わりはなく（⑦⑧⑩⑫）、規律重視の縦社会文化で求められる感情規則と、処遇教育重視において求められる感情規則、さらには高齢受刑者や無期刑受刑者の処遇に求められる感情規則が複雑に交錯しており、刑務官の感情管理を難しくしている。

また、そうであるにもかかわらず、「上は頼りにならない」という発言が示すように、組織による支援や指導が行き届いていないと認識されている状況も、彼らの精神的負荷を増長している要因に挙げられよう<sup>43)</sup>。

## 最 後 に——刑務官の負担軽減に向けて

「感情は社会的文化的に構築されるものであり制度そのもの」という構築主義的感情理論に依拠すれば、刑務官を取り巻く刑事政策が急速に変化していく中で、逸脱的とはみなされない（適当とみなされる）感情がわかりにくくなっていることが確認できた。このような状況に対して、どのような方策があり得るだろうか。

まずは刑務官が精神的負担の大きい感情労働に従事しているという事実には、管理者すなわち矯正局も刑務官本人も気づく必要があるだろう。気づきがあってこその方策である。さらに、感情労働の主体であるということは、すなわち自他の感情を理解、管理、知覚し、他者の感情に適切に応答するといった能力、いわゆる「感情リテラシー」の涵養が不可欠であることを意味する。「感情リテラシー」は、教育を通して養うことが可能と言われている<sup>44)</sup>。現状の刑務官向けの研修内容を概観すると、法学や人権等に関わる知識量の増大に比重を置いた講義形式の「知識詰め込み型」教育となっている。これらの教育内容を否定するつもりはない。しかし、実際

---

43) 出口は、刑務官の職業性ストレスについて調査し、職務における役割葛藤が高いほど、仕事のコントロールが低いほど、上司からの社会的支援が少ないほど、刑務官は職業不満足感が高いことを見出している（出口裕彦「日本における刑務官の職業性ストレスと職務不満足感の関連について」矯正医学60巻1号（2011）1-8頁）。

44) Steiner, C. with Perry, P. *Achieving Emotional Literacy*. London: Bloomsbury (1997).

に受刑者という生身の人間に日々接するにあたっては、「感情リテラシー」を備えた上での対人技法の獲得が絶対的に必要なのである。そのためには、刑務官が受ける研修内容の見直しもさることながら、その方法についてもロールプレイやグループワークを積極的に取り入れ、刑務官が当事者意識を強められるように工夫する必要があるだろう。

では、マニュアルについてはどうだろうか。マニュアルには自己と職務とを区別する機能があり、マニュアルに従うことで、労働者は職務の精神的負担を軽減することができるという指摘がある<sup>45)</sup>。しかし、刑務官の感情管理のマニュアル不在に対して、マニュアルが用意できるかあるいは用意すべきかと問われれば、それには限界があると言わざるを得ない。マニュアルによって労働者が発すべき台詞の一語一句まで定型化されれば、労働者の裁量権はほぼ消滅していき、労働者はいつでも交換可能になる。しかし、ホックシールドは、感情労働による心理的弊害を減少させるためには、労働者が自分たちの職業生活の条件をコントロールする意識を強く持てるようにする、すなわち裁量権を拡大させる必要があるとする。また、刑務官の業務は、受刑者の日常という幅広い場面を網羅している上、受刑者も外国人から障がい者まで多種多様であるため、詳細なマニュアルを作成しようとするれば膨大な量になり、現実的ではない。さらに、刑務官と受刑者との人間的な対話を通じた自発的な規律の遵守を目指すのであれば<sup>46)</sup>、刑務官の裁量権を奪うことは不相当であり、刑務官自身のやりがい喪失にもつながりかねない。

刑務官のやりがいを担保しつつ、精神的負担を軽減させる方策としては、北欧諸国に見られる刑務所内でのリフレクティング・トーク<sup>47)</sup>や、処遇共助の面接を通して、刑務官が日常的に行なっている処遇の意味や有効

---

45) 三橋・前掲注13)。

46) 行刑改革会議・前掲注18)。

47) 矢原隆行「北欧の刑務所におけるリフレクティング・トークの展開」更生保護学研究10号(2017)18-25頁。

性を言語化していく試み<sup>48)</sup>が参考になる。また、一部の刑務所で採用されている個別担当制とチーム処遇の併用方式をブラッシュアップさせていく方法も考えられよう。

これらはいずれも、刑務官自身が行なっている業務について振り返り、インタビューの中でもあった戸惑いや懸念をお互いに昇華し、それらを処遇に活かす機会をもたらす。換言すると、これまで「秘技」「職人技」と言われていたものを浮き彫りにし、共通知へと変えていくことにつながるのである。

実は、個人が感情規則を認識する方法は訓練やマニュアルを通してだけではない。ホックシールドは「自己が自身の感情をどのように査定しているのかを調べ、他人が自分の感情表現をどのように査定しているのかを推測し、そして自分自身や他人が発するサンクションを確認することによって」感情規則を認識するとしている<sup>49)</sup>。他者との対話を通して自らを振り返りフレクティング・トークやチームでの話し合いは、その時の認識や感情を振り返るという意味でも、また「刑務官が被収容者の立場に立って感じ、考える機会を与える」<sup>50)</sup>という意味でも意義があり、この感情規則を認識するプロセスを円滑にし、正確性を向上させる機能を果たすであろう。そして何より、刑務官の「感情リテラシー」の涵養に直結するものである。

これらの方策はまた、刑務所内にある厳格な縦社会文化を緩和する可能性を持つ。というのも、フレクティング・トークもチーム処遇もいずれも参加者の対等な関係性に基づく対話が重視されるからである。福祉専門官を含む民間専門職が施設に入ったことで、これまでとは異なる思考体系が必要になっている。ただし現在は、民間専門職が圧倒的多数を占める矯正職員の文化や思考体系に合わせているのが実情であろう。しかし、行刑

---

48) 鉄島・前掲注17)。

49) Hochschild・前掲注5), 65頁。

50) 行刑改革会議・前掲注18)。

改革会議は提言の中で、刑務官が置かれた閉鎖的環境を問題視し、刑務官が広い視野を育むことや、刑務所運営に社会常識が十分反映されていること等を求めている<sup>51)</sup>。これに鑑みると、従来型の刑務所における厳格な縦社会文化そのものが修正を迫られていると言っても過言ではないだろう。刑務所内における福祉ニーズの増大に伴い、刑務官らにはケア労働者としての要素が求められるようになってきている。このことに対しては、インタビューの中では戸惑いとして表現されていたが、ソーシャルワークにおける価値や文化を吸収する機会にもなり得ることを忘れてはなるまい。

また、刑務官の労働環境の改善も図られる必要がある。西尾は受刑者と日常的に接する刑務官から処遇上の問題点も改善案も出されるのが自然であり、そのための時間的・身体的・精神的ゆとりの確保が不可欠と述べるが<sup>52)</sup>、実際には確保されているとは言い難い。感情労働による弊害を少なくするためには、自らが職業生活の条件をコントロールする意識をもっと強く持てるようになることが必要であり、そこには刑務官の労働条件の改善も含まれよう。

PFI 刑務所の例が示すように、受刑者への直接の制圧行為を除けば、施設内の警備、受刑者の行動監視、領置物の補完、職業訓練、改善指導、健康診断など多くの業務については権力性が弱く、民間委託が可能という指摘もある<sup>53)</sup>。民間の力を借り、さらに GPS 機能など機器の導入が進めば、刑務官の固有の業務が縮小されることになる。この点について福田は、民間人が職業訓練や矯正教育を担うようになると、刑務官が「俺は拘禁者じゃない。教育者だ」という自負や仕事へのモチベーションをどう保つのが大きな課題としている<sup>54)</sup>。しかし、民間人の専門職やその他さま

---

51) 行刑改革会議・前掲注18)。

52) 西尾隆「刑務所管理の変容と人的資源——強制とサービスの間」社会科学ジャーナル79号(2015)143-162頁。

53) 西尾・前掲注52)。

54) 福田政章・中島学ほか「座談会：日本版 PFI 刑務所について」刑事立法研究会編『刑務所民営化のゆくえ：日本版 PFI 刑務所をめぐる』(現代人文社、2008)255頁。

ざまな人々が受刑者に関わるようになり、刑務官が処遇の最前線としてその中核を担わなくなったとしても、受刑者に日々接し、少ないながらも言葉を交わす限り、刑務官が受刑者に及ぼす影響が皆無になることは考え難い。むしろ今まで以上に、教育者・指導者としての要素を強く求められる可能性も否めない。

いずれにしても、子どもの成長過程においてさまざまな人々との関わりがあるように、受刑者が一人の人間として社会の中で犯罪とは無縁の生活ができるようになるためには、多様な人との関わりが不可欠である。この意味でも、刑務官の感情管理にともなう課題は、避けては通れない課題と言えよう。